

地研通信

発行人 岩本 勲
発行所 三重短期大学地域問題
総合調査研究室
〒514-01
津市一身田中野字蔵付157番地
TEL (0592) 32-2342

題字 岡本祐次学長

・・・地研設立記念講演会要旨・・・

『ユートポリス津』 津市前助役 牧 隆 壽(まき たかなが) 氏

本研究室は設立を記念し、津市助役(7月現在)牧隆壽氏を本学4/番教室に招き、7月5日(木)、100名を越える参加者により、標題の講演会を開催致しました。以下に講演の要旨を再録致しました。(小見出しは編集委員による)

1. 私の青春と学問 —— 「学べる時に学ぶ」

此度、三重短期大学に地域問題総合調査研究室が設立されたことを心から御喜び申し上げます。また、設立記念のこうした機会に学生の皆さんに対してお話をさせて戴く機会を与えられたことを感謝いたします。

さて、先日津市は鎮江市と姉妹都市の提携を致しました。既にブラジルからの留学生も津市の招きで来日し熱心に勉学に励んでおります。また、鎮江市からもいずれ留学生が来られることと存じます。学生諸君の中で、ひとつ海外に出かけて見ようと思われる方はどうか御申出下さい。こちらからも留学生を派遣することもまた結構なことと存じます。学べる機会に大いに学ぶ、これが大切なことと思います。皆さん方も大学に在学中に限らず、学べる機会にどんどん学ぶという姿勢をもって戴きたいと思います。

私の青年時代の話をお話を少しさせて載けます。私は、当時、母子家庭であったこともあり、定時制高校に通っておりました。正直申しましてそれほど強い向学心をもっておった訳ではありません。しかしある機会がありました。耐火レンガ工場で働いていたのですが、そこに来ていた大学生たちの『明日の社会の将来は俺達が担っているんだ』といった強い自意識や姿勢に大いに刺激を受けた訳です。で、大学に行くことにしたのです。人より4年程遅れておりましたが、別にどうということではありません。

昭和47年に自治省に入省致しました。入省5年後、昭和46年に奈良県に企業局の経理課長として出向いたことがあります。法学部の卒業ですから法律の事は多少は知っておりましたが、簿記や経理のこととなると全然存じません。この時は必死で勉強致しました。仕事を終えてから大阪の夜学の簿記学校に通いました。学べる時に大いに学ぶ、学ぶ必要のある時に大いに学ぶ。この気構えを大切にしたいと思います。

2. 地方自治と日本社会の安定度 —— 「システムとサブ・システム」

次に地方自治は何故必要か、都市政府は何を為すべきかということを考えてみます。

自治省に入省後税務庁に配属されまして、いきなりある税法の改正案をつくってこいと命ぜられました。どう作成していいものか全然分らないわけですが、ともかくも作り上げて課長補佐のチェックを受ける訳です。法律の条文に実際にあたって見て、法律や行政のシステムのことも段々に分かって参るということです。皆さん方も法律の条文にあたっておられますか。地方自治法の中に『地方自治の本旨』という文言があります。これは私の考えでは

「治者と被治者の同一性」、まあ、民主主義のことですが、これを地域共同体の中で実現せよということであると思います。

上のことは観点を変えて見れば、次のようにも表現できます。社会においては、即ち、全体の社会においても、部分の社会においても、システムとサブ・システムが存在しています。サブ・システムが多ければ多いほど社会の安定性は増す、つまり「治者と被治者の同一性」が高まるからであります。地方自治における団体自治・住民自治という事もこの観点から考えていけばよく分かるんじゃないかと思えます。

ところで、津市は、予算規模500億円、住民/5万といった都市であります。この都市で行政を行うということは、一面、この500億を市民のためにいかに配分するかということです。この配分の際に考えておかねばならないのは、効率性の確保のためには長期の計画行政が必要であり、津市政も段々にそういう方向に進められております。次に公平や公正は誰がどう判断するのか、という事が問題となりましょう。現在、高度成長期のバラマキ財政のツゲが回って来ており、国の財政の累積赤字は/20兆円にも達しており、行財政改革が必要となり、予算の配分も当然厳しくなっています。この中で公平・公正をいかに担保するかですが、詳しくお話しする訳には参りませんが、先程述べたシステムとサブ・システムという事に関連して次の事が大事かと思えます。

先年、OECDの都市問題会議の係りでイギリスの地方自治体に参ったことがありました。まあ、そこから帰ってというのもなんですが、現在の日本には都道府県、市町村全部併せて、地方議員が7万5千人も存在し、行政のごく微細な事柄まで口を出すようにできている訳です。これに対して「数が多すぎる」という非難は原則としてあたらないと私は考えております。何故なら、こうした一見無駄でわずらわしく見えるサブ・システムが日本社会の安定性を高めるのに大いに貢献しており、また、配分における公平・公正ということにも役立っているといえるからです。

3. 『ユートポリス津』

これは、私が、最近『津の本』という小冊子に寄稿した文の表題ですが、津市を素材に理想都市実現の条件を考えてみようといった主旨のものです。

私は国政・県政にも係って参りましたが、何といても市(都市)の運営がおもしろいといえます。時間が少なくなってきましたので、ユートポリス津について詳しくお話出来ませんが、2、3点津市ののびゆく方向について考えていることを述べます。

私は、人文地理学は都市や社会、行政といったものを考える際の基礎にあると思っており、興味をもっております。『津』という言葉は天津などをみても我が津市について考えてみても海に面した「わたし場」の意であります。江戸時代、津市は藤堂藩の城下町でしたが、この津に伊勢参り一御存知のように江戸幕府は庶民の自由な諸國往來を禁じておりましたが、伊勢参りは自由に許していたのですね一の参詣人が年間450万人もあったんですね。現在観光客が、年間鳥羽に400万、伊勢に700万あるという事と照らしてみても、江戸時代の450万はものすごい数です。金も集まったが、同時に集まった情報の量も多大のものであったといえます。津市の将来像を考える場合、これは頭に置いておく必要があります。

次に国際姉妹都市づくりの意義ということですが、故アイゼンハワー米大統領は「姉妹都市づくりは世界平和に貢献する」と言ったそうですが、その通りなんですね。5つの大陸に人と人との交流の橋をかける、これが世界平和になにがしかの役割を果たすとすれば、安い、しかし、素晴らしいアイデアであると思われませんか。

最後に機能都市としての津市の将来ですが、何といても県下の政治と教育の中心地なので、この面も大いに高めていく、学生の集まる街、若者の集まる街に津市をしていきたいものです。

(文責 疋田)

研究プロジェクト紹介

1. 松阪市における地域振興

— 中核工業団地と商店街再開発を中心として —

現在、全国の地方自治体にみられるのは、高度成長期以来第2のと表現できるであろう、企業誘致への積極的取り組みである。

すなわち、各自治体は、現在、「地方の時代」というスローガンのもとに、自ら政策立案能力をもち、主体的に、まちづくり、村づくりを進めているが、中央集権化した政治・経済・文化構造を住民の生活に根差したものに変革するためには、まず、地域の自律的發展を可能にする経済的基盤が確立されることが必要不可欠であり、地域振興策は各自治体の長期計画の要をなすものである。現在、多くの地方自治体が地場産業育成とならんで企業誘致に積極的に取り組んでいることは、このことをはっきりと物語っている。つまり、地域振興策こそ「地方の時代」というスローガンが内実化されるか否かを決定するカギをにぎるものである。

三重県においても事情は同じであり、特に中南勢の各市町村にとっては、人口停滞ないし微増傾向を打破し地域の活力を生み出す為には、地場経済を活性化し雇用機会を創出することが最大の課題であり、その意味で、地域振興策の成否は各市町村の将来を決定するといっても過言ではない。

われわれは地研発足以来、地域振興をその研究テーマの一つにあげており、中南勢地域において積極的に地域振興に取り組んでいる松阪市には強い関心をもってきた。同市の振興策の特色は、福祉・文化・教育との調和のもとに進められている点にあり、中心的施策として中核工業団地と商店街再開発とをあげることができる。

本研究は松阪市の地域振興策を第二次松阪市総合計画のなかに位置づけるとともに、松阪市をめぐる国・県・広域市町村圏の諸計画のなかに位置づけ、全国的視野の下に考察を進めたい。特に三全総のモデル定住圏構想や中核工業団地開発事業の全国的状況のフォローアップを行ないたいと考えている。

松阪中核工業団地は、中心街から5 kmの丘陵地、山室地区に165haの工業団地を造成し、松阪市および周辺市町村に雇用の場を提供することを目ざして計画されたものであるが、今年8月、計画を半分に縮小し、今年度中に地域振興整備公団の事業採択を受ける予定と伝えられている。本研究では、昭和48年以降の計画策定過程を調査し、事業規模縮小の原因を探り、又、企業の求めている立地条件や各自治体の行なっている誘致特別措置の調査を通じて、同工業団地がかかえている諸問題を示し、その将来性について評価したい。

松阪市の商店街再開発事業は、5/—55年に行なわれ成功した駅前通り近代化事業と、56年以降の中心商店街再開発事業とからなる。後者は、地元商店街の意見調整がうまくゆかず、現在、計画の凍結・修正が伝えられているが、本研究では、両者の比較を行なうなかで、商店街再開発の成功の条件を探る。その際、全国各地における代表的成功例も分析してゆきたい。又、大型店と地元小売店の共存の可能性、若者に魅力ある街の条件、商業振興に果たすべき行政の役割についても考察する。

本研究はこのように、松阪市の地域振興策を中核工業団地と商店街再開発を中心として考察するものであるが、それは松阪市だけの問題ではなく、そこから引き出される一般的結論は、他の市町村の地域振興にとっても有益な示唆を与えるものと思われる。

本研究の直接のきっかけとなったのは、県下13市の助役で構成される「三重県都市問題協議会」からの研究委託であった。われわれがこれまで関心をもちながらも実行できないで

いた地域振興というテーマについて研究する絶好の機会を与えていただいたことに対して、ここに厚く御礼申しあげる次第である。

研究期間 昭和59年8月～/2月

研究員 岩本 勲(代表者)、雨宮 照雄、足田 敬志、柴橋 正昭

(文責 雨宮)

2. 三重県津機械器具協同組合の活路開拓ビジョン調査事業

活路開拓ビジョン調査事業は中小企業庁の中小企業政策の下で、全国中小企業団体中央会によって実施されている活路開拓調査指導事業の第一段階である。そして、この事業の第二段階は活路開拓ビジョン実現化事業である。なお、その活路開拓調査指導事業の意義および目的は次のように定められている。中小企業者が、経済的、社会的環境の変化に対応するため、組合を中心に一定のテーマに関する調査研究、ビジョンの作成および組合員に対する指導を行ない、組合並びに組合員の事業の新たな発展と組合組織の強化を図ることである。さらに、この事業は不採業種のみを対象とするのではなく、広く各種の問題を抱える中小企業の組合を対象としているのである。より具体的には、この活路開拓調査指導事業は技術水準が高く、高付加価値を生み出す近代的中小企業の育成を意図しているともいえる。ところで、この事業は、一般枠、産地枠、異業種連携枠、の三からなっている。また、この事業の運営においては、全国中小企業団体中央会によって直接実施されるものと、都道府県中小企業団体中央会によって実施されるものがある。このような状況において、津機械器具工業協同組合が異業種連携枠の中で、三重県中小企業団体中央会の指導の下で、この活路開拓調査指導事業の対象の組合に選ばれたのである。また、津機械器具工業組合もこの事業を組合活性化のために受け入れることを決定した。そして津機械器具工業組合より、その第一段階の活路開拓ビジョン調査事業達成のために、三重短期大学の地域問題総合調査研究室に研究依頼があった。なお、異業種連携は、異なった事業を行う中小企業がそれぞれのもつ異なった専門能力、技術、技能を組み合わせ、その相乗効果により新たな事業展開を図ろうとするものである。つまり、これまでの共同工場のような単なる生産の集約化により、数量的に共同化の利益を得るのではなく、それぞれの企業の長所を有機的に結合させて、質的に共同化の利益を得ようとするのが、この異業種連携なのである。このような異業種連携が提案された背景には、技術水準の高い大企業に対して、中小企業が有機的に結合して対抗すること、それとともに、高い技術を有する大企業の下請企業の選別化や下請企業へのユニット発注に中小企業が十分に対応することがある。なお、津機械器具工業組合は工作機械、産業機械、輸送機械、機械要素、金型・工具等の異なった製品を生産している異種企業により構成されていることから、この事業の対象の組合に選ばれたものと考えられる。

ところで、津機械器具工業組合のこの事業の調査研究テーマは新製品・新技術の開発である。そして、調査研究の概要は三重県中勢部における機械関係産業の実体を踏まえ、当組合員の事業の存り方を、新製品・新技術開発を軸としての新製品・新技術開発の為にルール作りの研究である。つまり、第一に、津機械器具工業組合の組合員の企業は三重県において、どのような経済的位置を占めているのか、第二に、当組合員の企業の技術水準を調査して、異業種交流の結果、どのような新製品の開発が可能であるのか、第三に、現実に新製品を開発するといっても、どの企業がどれだけの費用を負担し、どの企業が販売するのか、そして利益の配分をどのように企業間で決定するのかというような問題を研究することである。最後に、この事業を通じて、この組合員の企業の発展を図るとともに、それら企業の今後のあり方を明らかにしようとするものである。

(文責 森岡)